

ターゲット・カレンシー

マニユライフ生命の外貨建定額個人年金保険 | Target Currency

契約締結前交付書面（契約概要/注意喚起情報） 兼
商品パンフレット



契約前に十分にお読みください

「契約締結前交付書面（契約概要/注意喚起情報） 兼 商品パンフレット」は、ご契約の申し込みに際しての重要な事項を「契約概要」「注意喚起情報」に分類のうえ記載しています。

契約前に十分にお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みください。

「ターゲット・カレンシー」は、マニユライフ生命を引受保険会社とする生命保険です。
このため、預金とは異なり、元本保証はありません。また、預金保険制度の対象ではありません。

引受保険会社

 Manulife

契約概要

「契約概要」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。記載の支払事由や給付に関する制限事項は、概要や代表例を示しています。支払事由や制限事項等の詳細ならびに主な保険用語の説明等については「ご契約のしおり/約款」に記載していますのでご確認ください。

1 引受保険会社について

商号：マニユライフ生命保険株式会社
本社所在地：東京都調布市国領町4丁目34番地1 〒182-8621
連絡先：投資型商品カスタマーセンター TEL：0120-925-008
受付時間：月～金曜日 9時～17時（祝日および12月30日～1月3日は休業とさせていただきます）
ホームページ：www.manulife.co.jp

2 この保険のしくみと特徴について

- この保険の名称(正式名称)は、外貨建定額個人年金保険です。
- この保険は、契約時に払い込みいただいた一時払保険料を積立金として、選択された通貨(契約通貨)等に応じた積立利率で運用し、年金支払開始日前日の積立金額および契約日に設定されている年金額算出率に基づき、毎年一定額の年金(確定年金<契約通貨建て・5年>)をお支払いする生命保険です。なお、年金額算出率とは、年金額を計算する際に用いる率のことをいいます。
- この保険では、契約時に円建年金移行特約が付加されています。契約日の1年経過後の契約応当日から年金支払開始日前日までに、解約返戻金額を円に換算した金額が、あらかじめ設定された目標額(解約返戻金の円換算目標額)に到達した場合、自動的に据置期間付円建年金へ移行し、年金支払開始日前日の積立金額と年金支払開始日におけるマニユライフ生命の定める基礎率等(予定利率等)に基づき、毎年一定額の年金(確定年金<円建て・5年>)をお支払いします。移行時には将来お受け取りになる年金額は定まっていません。なお、予定利率とは、年金額等を計算する際に適用される利率をいいます。
- この保険にかかる一時払保険料・年金・死亡給付金等の金銭の授受は、契約通貨で行います。契約通貨は、米ドルまたは豪ドルのいずれかとなります。ただし、据置期間付円建年金へ移行した場合の年金および死亡給付金等のお支払い等は円で行います。
※契約後に契約通貨を変更することはできません。
- 積立利率は、マニユライフ生命の定める所定の指標金利に基づき、原則として毎月2回(1日と16日)設定され、契約日に設定されている積立利率が据置期間および年金支払期間を通じて適用されます。契約通貨および据置期間により、設定される積立利率は異なります。
※積立利率は、年0.05%が最低保証されます。
- 据置期間付円建年金へ移行後は、目標額に到達した日の解約返戻金額を円に換算した金額が積立金額となり、年金支払開始日前日までマニユライフ生命の定める利率(契約日に設定されている積立利率とは異なります)による利息をつけて積み立てます。
※年金支払開始日は、移行前と同じとします。
- 年金額算出率は、積立利率に基づき、原則として毎月2回(1日と16日)設定され、契約日に設定されている年金額算出率が適用されます。契約通貨および据置期間により、設定される年金額算出率は異なります。

「外貨建て」で運用し、目標額に到達した場合は、運用成果を「円建て」で確保できます。

POINT.1 「円建て」で目標額を設定できます。

POINT.2 契約日の1年経過後から、目標額への到達を毎日判定します。

※判定はマニユライフ生命が指定する金融機関の営業日に行います。

POINT.3 目標額に到達した場合、自動的に運用成果を「円建て」で確保します。

※目標額に到達しなかった場合、契約通貨建ての年金をお支払いします。

保険料を契約通貨と異なる通貨でもお払い込みいただけます。

5種類の通貨からいずれかを選択し、お払い込みいただけます。



2種類の通貨からいずれかを選択いただき、運用します。



※契約後に契約通貨を変更することはできません。

▶くわしくは、P.7「3.付加いただける主な特約について」の「保険料の払込通貨に関する特約」をご覧ください。

！ ご注意

この保険にはリスクがあります

■ 為替リスクについて

この保険は外貨で運用するため、保険料の払込通貨と契約通貨が異なる場合や、保険料の払込通貨と年金・死亡給付金等をお支払いする通貨が異なる場合等に、為替相場の変動による影響を受けます。したがって、**年金の支払総額や死亡給付金額等を保険料の払込通貨で換算した場合の金額が、契約時にお払い込みいただいた金額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。**為替相場の変動に伴うリスクは、契約者または受取人が負います。なお、為替相場の変動がなかった場合でも、為替手数料分のご負担が生じます。

■ 解約返戻金額等が一時払保険料を下回る可能性について

この保険は、市場金利に応じた運用資産(債券等)の価格変動を解約返戻金額および年金の一括支払による支払金額に反映させます(市場価格調整)。また、解約返戻金額を計算する際に契約日からの経過年数等に応じた解約控除がかかります。したがって、「**解約返戻金額***」または「**年金の一括支払による支払金額とすでに支払事由の生じた年金の合計額との総額***」が一時払保険料を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

*一部解約をしていた場合は、その解約返戻金額との合計額

契約時に契約通貨と据置期間を右記のいずれかから選

択いただき、契約日に設定された積立利率で運用します。

契約通貨 米ドル・豪ドル 据置期間 5年・10年

POINT. 1 「円建て」で目標額を設定できます。

●契約時につぎのいずれかの目標値を選択いただくことで、円建てでの目標額を設定します。

目標値 **120%** **130%** **140%** **150%**

目標額 = 円換算一時払保険料* × 目標値

*円換算一時払保険料は、保険料の払込通貨で払い込まれた金額(保険料の払込通貨と契約通貨が同じ場合は一時払保険料)に、マニユライフ生命が受領した日におけるマニユライフ生命の定める為替レートを乗じて円換算した金額となります。なお、保険料の払込通貨が円の場合は、お払いいただいた金額となります。

▶くわしくは、P.7「3.付加いただける主な特約について」の「円建年金移行特約」をご覧ください。

POINT. 2 契約日の1年経過後から、目標額への到達を毎日判定します。

●契約日の1年経過後の契約応当日から年金支払開始日前日まで、解約返戻金額の円換算額が目標額に到達したかをマニユライフ生命が毎日判定します。
 ※判定は、マニユライフ生命が指定する金融機関の営業日に行います。

●解約返戻金額の円換算額は、つぎの算式により計算されます。

解約返戻金額の円換算額 = (判定日の積立金額 × 市場価格調整率 - 解約控除額) × マニユライフ生命の定める為替レート

▶くわしくは、P.7「3.付加いただける主な特約について」の「円建年金移行特約」をご覧ください。

POINT. 3 目標額に到達した場合、自動的に運用成果を「円建て」で確保します。

●目標額に到達した場合、到達日の翌日を移行日として自動的に据置期間付円建年金へ移行します。移行後の積立金は、年金支払開始日前日までマニユライフ生命の定める利率(契約日に設定されている積立利率とは異なります)による利息をつけて積み立てます。

●年金支払開始日以後に、年金支払開始日前日の積立金額とマニユライフ生命の定める基礎率等(予定利率*等)に基づいて、円建ての確定年金(5年)で年金をお支払いします。
 *予定利率とは、年金額等を計算する際に適用される利率をいいます。

●据置期間付円建年金へ移行後の据置期間*中は、毎年の年単位の契約応当日に年金支払開始日を繰り上げて年金をお支払いすることができます。
 *移行後の据置期間とは、移行日から年金支払開始日前日までの期間です。

●年金支払開始日以後に被保険者がお亡くなりになった場合でも、年金を年金受取人*にお支払いします。
 *年金受取人が被保険者の場合はその相続人(後継年金受取人を指定されているときは後継年金受取人)にお支払いします。

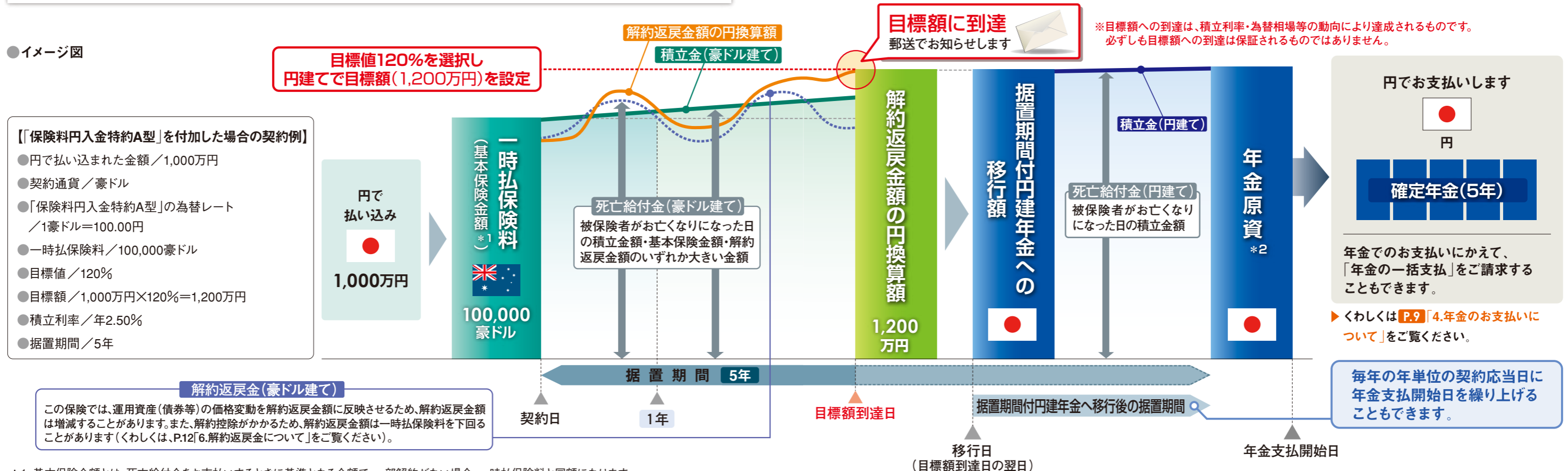
▶くわしくは、P.9「4.年金のお支払いについて」をご覧ください。

! ご注意

- 契約日から1年以内は目標額に到達しても、据置期間付円建年金へは移行しません。
- 据置期間付円建年金へ移行後は、外貨でのお取り扱いはしません。
- この保険は、年金支払開始日以後に被保険者がお亡くなりになった場合の一時金(死亡一時金)のお取り扱いがありません。

この保険は外貨で運用するため、保険料の払込通貨と契約通貨が異なる場合や、保険料の払込通貨と年金・死亡給付金等をお支払いする通貨が異なる場合等に、為替相場の変動による影響を受けます。

●イメージ図



契約時に契約通貨と据置期間を右記のいずれかから選

択いただき、契約日に設定された積立利率で運用します。

契約通貨 米ドル・豪ドル 据置期間 5年・10年

POINT. 1

「円建て」で目標額を設定できます。

● 契約時につぎのいずれかの目標値を選択いただくことで、円建てでの目標額を設定します。

目標値 120% 130% 140% 150%

目標額 = 円換算一時払保険料* × 目標値

*円換算一時払保険料は、保険料の払込通貨で払い込まれた金額(保険料の払込通貨と契約通貨が同じ場合は一時払保険料)に、マニユライフ生命が受領した日におけるマニユライフ生命の定める為替レートを乗じて円換算した金額となります。なお、保険料の払込通貨が円の場合は、お払いいただいた金額となります。

▶ くわしくは、P.7「3.付加いただける主な特約について」の「円建年金移行特約」をご覧ください。

POINT. 2

契約日の1年経過後から、目標額への到達を毎日判定します。

● 契約日の1年経過後の契約応当日から年金支払開始日前日まで、解約返戻金額の円換算額が目標額に到達したかをマニユライフ生命が毎日判定します。

※判定は、マニユライフ生命が指定する金融機関の営業日に行います。

● 解約返戻金額の円換算額は、つぎの算式により計算されます。

解約返戻金額の円換算額 = (判定日の積立金額 × 市場価格調整率 - 解約控除額) × マニユライフ生命の定める為替レート

▶ くわしくは、P.7「3.付加いただける主な特約について」の「円建年金移行特約」をご覧ください。

目標額に到達しなかった場合、契約通貨建ての年金をお支払いします。

● 年金支払開始日以後に、年金支払開始日前日の積立金額と契約日に設定された年金額算出率に基づいて、契約通貨建ての確定年金(5年)で年金をお支払いします。

年金額 = 年金支払開始日前日の積立金額 × 年金額算出率

● 年金支払開始日以後に被保険者がお亡くなりになった場合でも、年金を年金受取人*にお支払いします。
 * 年金受取人が被保険者の場合はその相続人(後継年金受取人を指定されているときは後継年金受取人)にお支払いします。

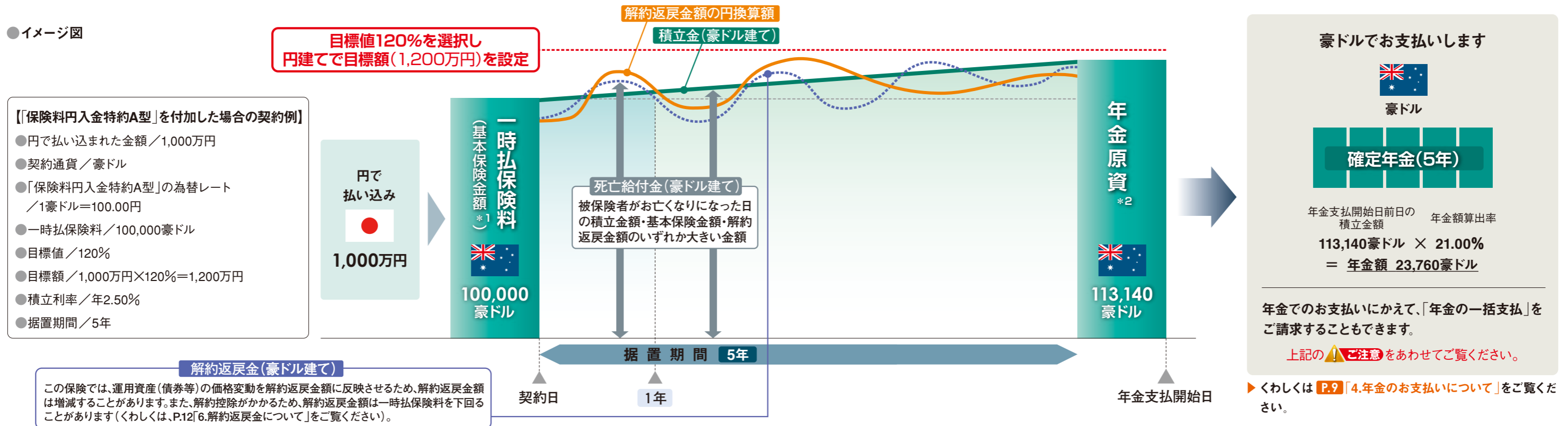
▶ くわしくは、P.9「4.年金のお支払いについて」をご覧ください。

⚠ ご注意

- この保険は、年金支払開始日以後に被保険者がお亡くなりになった場合の一時金(死亡一時金)のお取り扱いがありません。
- 契約通貨建ての年金の一括支払を行った場合、市場金利に応じた運用資産(債券等)の価格変動を年金の一括支払による支払金額に反映させる(市場価格調整)ため、年金の一括支払による支払金額は増減することがあります。したがって、年金の一括支払による支払金額とすでに支払事由の生じた年金の合計額との総額*が一時払保険料を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。
 *一部解約をしていた場合は、その解約返戻金額との合計額

この保険は外貨で運用するため、保険料の払込通貨と契約通貨が異なる場合や、保険料の払込通貨と年金・死亡給付金等をお支払いする通貨が異なる場合等に、為替相場の変動による影響を受けます。

● イメージ図



*1 基本保険金額とは、死亡給付金をお支払いするときに基準となる金額で、一部解約がない場合、一時払保険料と同額になります。

*2 年金原資とは、支払われる年金の原資のことで、年金支払開始日前日の積立金額となります。

※上図は仮定の積立利率や為替レート等を使用して作成したものです。実際には契約日に設定されている積立利率や為替レート等が適用されるため、記載の数値は

ご契約により異なります。また、年金支払開始日前日の積立金額(豪ドル建て)は、1豪ドル未満を切り捨てて記載しています。

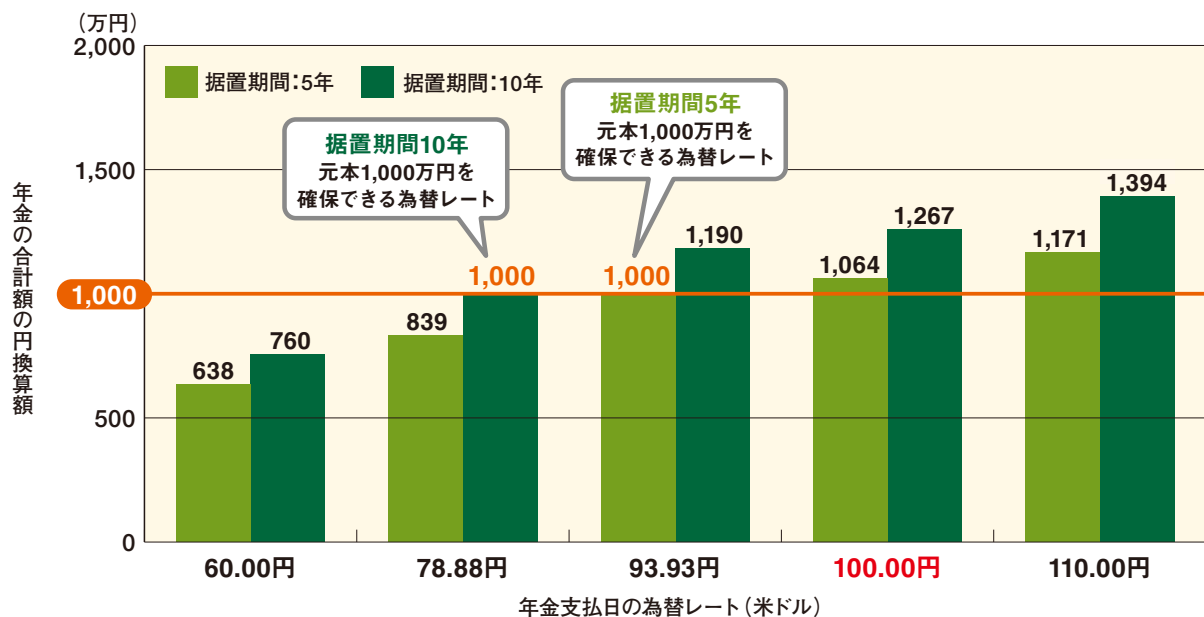
年金(契約通貨建て)の合計額の円換算額シミュレーション

年金(契約通貨建て)の合計額の円換算額が、元本1,000万円を確保できる為替レートを計算したシミュレーションです。

この資料は仮定の積立利率・年金額算出率や為替レートを使用して作成したものです。実際には契約日に設定されている積立利率・年金額算出率等が適用されるため、記載の数値はご契約により異なります。

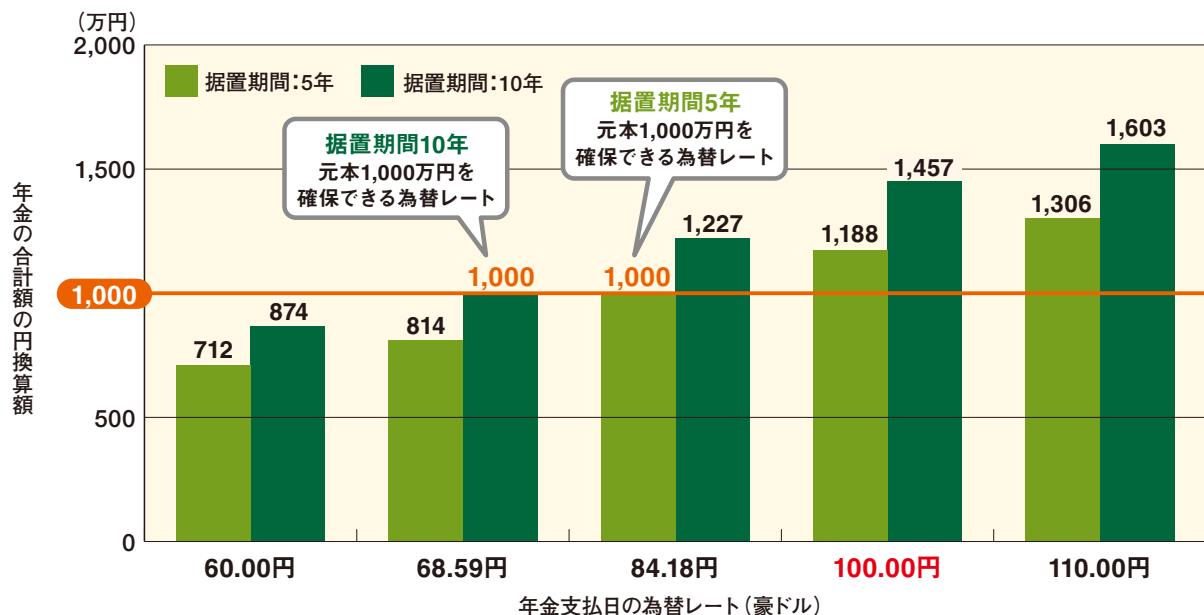
契約通貨：米ドル

据置期間	一時払保険料	換算為替レート	積立利率	年金支払開始日 前日の積立金額	年金額算出率	年金額	年金の合計額
5年	100,000米ドル	1米ドル=100.00円	年0.90%	104,581米ドル	20.36%	21,293米ドル	106,465米ドル
10年			年2.00%	121,899米ドル	20.80%	25,356米ドル	126,780米ドル



契約通貨：豪ドル

据置期間	一時払保険料	換算為替レート	積立利率	年金支払開始日 前日の積立金額	年金額算出率	年金額	年金の合計額
5年	100,000豪ドル	1豪ドル=100.00円	年2.50%	113,140豪ドル	21.00%	23,760豪ドル	118,800豪ドル
10年			年3.20%	137,024豪ドル	21.28%	29,159豪ドル	145,795豪ドル



※取引にかかる費用や税金は考慮していません。

※年金支払開始日前日の積立金額および年金の合計額の円換算額は1米ドルまたは1豪ドル未満および1万円未満を切り捨てて記載しています。

※年金支払日の為替レートは、毎年同一であったと仮定して計算しています。

3 付加いただける主な特約について

※くわしくは「ご契約のしおり/約款」をご覧ください。

■保険料の払込通貨に関する特約

- ・保険料円入金特約A型 ・保険料米ドル入金特約A型 ・保険料ユーロ入金特約A型
- ・保険料豪ドル入金特約A型 ・保険料ニュージーランドドル入金特約A型

●保険料を契約通貨と異なる通貨(円・米ドル・ユーロ・豪ドル・ニュージーランドドル)でお払い込みいただける特約です。この場合、契約通貨と異なる通貨でお払い込みいただいた保険料相当額を下表の換算基準日におけるマニユライフ生命の定める為替レートを用いて契約通貨建ての保険料(基本保険金額)を計算します(くわしくは、P.15～16「この保険にかかる費用はつぎの通りです」〈注意喚起情報〉をご覧ください)。

※これらの特約を重複して付加することはできません。

対 象	換算基準日
保険料	マニユライフ生命が契約通貨と異なる通貨での保険料相当額を受領した日

■円建年金移行特約(この保険では、契約時に付加されています)

- 解約返戻金額を円に換算した金額が、あらかじめ設定された目標額に到達した場合に、据置期間付円建年金へ自動的に移行する特約です。
- 目標額は、契約者に選択いただく120%・130%・140%・150%のいずれかの目標値を下表の円換算一時払保険料に乗じた金額となります。

保険料の払込通貨	円換算一時払保険料	
円	お払い込みいただいた金額	
米ドル・ユーロ・豪ドル・ ニュージーランドドル	保険料の払込通貨と 契約通貨が同じ場合	一時払保険料をマニユライフ生命が受領した日におけるマニユライフ生命の定める為替レート*を用いて円換算した金額
	保険料の払込通貨と 契約通貨が異なる場合	保険料の払込通貨による払込額をマニユライフ生命が受領した日におけるマニユライフ生命の定める為替レート*を用いて円換算した金額

*目標額を設定する際の円換算一時払保険料を計算するために用いる為替レートは、マニユライフ生命が指定する金融機関が公示する保険料の払込通貨の対顧客電信売相場の仲値(TTM)となります。

- 据置期間付円建年金への移行日前は、契約者のお申し出により、目標値を変更すること(目標額を変更)、およびこの特約を解約またはこの特約を解約後に中途付加することができます。

※変更する目標額は、変更時の解約返戻金額を円に換算した金額より大きい金額とします。また、中途付加する際の目標額は、中途付加時の解約返戻金額を円に換算した金額より大きい金額とします。

- 据置期間付円建年金への移行日前に一部解約した場合、基本保険金額が減額された割合と同じ割合で円換算一時払保険料が減額されるため、目標額は減額後の円換算一時払保険料に目標値を乗じた金額に変更されます。

- 契約日の1年経過後の契約応当日から年金支払開始日前日までのマニユライフ生命が指定する金融機関の営業日において、解約返戻金額をその日のマニユライフ生命の定める為替レート*により円に換算した金額が目標額以上となった場合には、その翌日を移行日として、据置期間付円建年金に移行します。

据置期間付円建年金へ移行後は、外貨でのお取り扱いはありません。

*目標額への到達を判定する際の解約返戻金額の円換算額を計算するために用いる為替レートは、マニユライフ生命が指定する金融機関が公示する契約通貨の対顧客電信売相場の仲値(TTM)－50銭となります(くわしくは、P.15～16「この保険にかかる費用はつぎの通りです」〈注意喚起情報〉をご覧ください)。

※移行日が年金支払開始日となる場合の年金原資は、年金支払開始日前日の解約返戻金額を円に換算した金額とします。

- 据置期間付円建年金へ移行後の積立金は、年金支払開始日前日までマニユライフ生命の定める利率(契約日に設定されている積立利率とは異なります)による利息をつけて積み立てます。

- 据置期間付円建年金へ移行後の据置期間中、契約者のお申し出により、毎年の年単位の契約応当日に年金支払開始日を繰り上げることができます。

■円支払特約A型

- 契約通貨建ての年金・死亡給付金等を下表の換算基準日におけるマニユライフ生命の定める為替レート*を用いて円でお支払いする特約です。

*お支払いの対象が年金・死亡給付金の場合と解約返戻金の場合で円換算の金額を計算するために用いる為替レートが異なります(くわしくは、P.15～16「この保険にかかる費用はつぎの通りです」〈注意喚起情報〉をご覧ください)。

- 契約者(第1回の年金のご請求の際または年金支払開始日以後は年金受取人、死亡給付金のご請求の際は死亡給付金受取人)のお申し出により、この特約を付加または解約することができます。

※年金支払開始日以後にこの特約を付加する場合、年金は、つぎに到来する年金支払日から円でお支払いします。

年金支払開始日以後にこの特約を解約する場合、年金は、つぎに到来する年金支払日から契約通貨でお支払いします。

対 象	換算基準日
解約返戻金	請求書類をマニユライフ生命の本社が受け付けた日
死亡給付金	請求書類をマニユライフ生命の本社が受け付けた日の翌営業日
年 金	「毎年の年金支払日」または「請求書類をマニユライフ生命の本社が受け付けた日の翌営業日」のいずれか遅い日
年金の一括支払による支払金	「年金支払開始日」または「請求書類をマニユライフ生命の本社が受け付けた日の翌営業日」のいずれか遅い日

※この特約を付加して年金等を円で受け取る場合、換算基準日における為替相場により円に換算した年金の支払総額等が、契約時の為替相場により一時払保険料を円に換算した金額を下回る場合があります。

4 年金のお支払いについて

年金の種類

名称	内容	支払金額	受取人
確定年金 (円建て・契約通貨建て)	一定期間にわたって年金をお支払いします。 年金支払期間は5年です。	年金額	年金受取人

ご注意

- 年金は、年金支払日からその日を含めて5営業日以内にお受け取りいただけます。
- 年金のご請求には、お手続きが必要です。年金支払開始日の2ヵ月前頃にマニュアル生命からお手続きの書類を郵送しますので、年金支払開始日の前営業日までにご請求ください。

年金額の計算方法

確定年金 円建て

●据置期間付円建年金へ移行した場合、年金額は、年金支払開始日前日の積立金額と年金支払開始日におけるマニュアル生命の定める基礎率等(予定利率*等)により計算されます。移行時には、将来お受け取りになる年金額は定まっています。

※マニュアル生命の定める基礎率等(予定利率*等)は、経済情勢の変化等の理由により、将来変更される可能性があります。

※年金額が5万円未満となる場合、年金のお支払いは行わず、年金支払開始日前日の積立金額を一時金で契約者にお支払いします。

また、マニュアル生命の定める個人年金保険契約を通算し、同一被保険者について、年金額が3,000万円を超える場合は、3,000万円を年金額とし、その年金額を基準として年金支払開始日におけるマニュアル生命の定める基礎率等(予定利率*等)により計算された年金原資を超える部分の年金原資について、当該部分を一時金で年金受取人にお支払いします。

*予定利率とは、年金額等を計算する際に適用される利率をいいます。

確定年金 契約通貨建て

●据置期間付円建年金へ移行しなかった場合、年金額は下記の算式により計算されます。

$$\text{年金額} = \text{年金支払開始日前日の積立金額} \times \text{年金額算出率}^*$$

*契約日に設定されている年金額算出率が適用されます。

年金の一括支払

確定年金 円建て

●据置期間付円建年金へ移行した場合、年金支払開始日以後に、年金支払期間の残存期間に対する年金の一括支払を請求することができます。年金の一括支払による支払金額は、年金の一括支払の請求受付日(マニュアル生命が年金の一括支払の請求書類を受け付けた日)における年金支払期間の残存期間に対する未払年金の現価です。年金の一括支払を行った場合、ご契約は消滅します。

確定年金 契約通貨建て

●据置期間付円建年金へ移行しなかった場合、年金支払開始日以後に、年金支払期間の残存期間に対する年金の一括支払を請求することができます。年金の一括支払による支払金額は、年金の一括支払の請求受付日(マニュアル生命が年金の一括支払の請求書類を受け付けた日)における年金支払期間の残存期間に対する未払年金の現価に市場価格調整率を乗じた金額です。年金の一括支払を行った場合、ご契約は消滅します。

$$\text{年金の一括支払による支払金額} = \text{年金支払期間の残存期間に対する未払年金の現価} \times \text{市場価格調整率}$$

※年金支払開始日または年金支払日に年金を一括でお支払いする場合は、下記の合計額になります。

- ① 年金支払開始日または年金支払日にお支払いする年金額
- ② 上記①の年金額をお支払いした後の年金の一括支払による支払金額

市場価格調整率

運用資産(債券等)の価格変動を年金の一括支払による支払金額に反映させるために用いるもので、経過年数や市場金利により変動します。市場価格調整率に上限、下限はありません。

$$\text{市場価格調整率} = \left[\frac{1 + \text{契約日の積立利率}}{1 + \text{年金の一括支払の請求受付日の積立利率}^*1 + 0.3\%} \right]^{\frac{\text{残存月数}^*2}{12}}$$

- *1 年金の一括支払の請求受付日を契約日として、このご契約と同一の新たなご契約を締結すると仮定した場合に適用される積立利率を指します。
*2 残存月数は、「年金の一括支払の請求受付日の属する保険年度の年金支払日から最後の年金支払日の属する保険年度の末日までの月数」÷2 - 「年金の一括支払の請求受付日の属する保険年度の年金支払日からその日を含めて年金の一括支払の請求受付日までの経過月数(月数未満切り捨て)」となります。

ご参考 契約通貨建ての年金の一括支払による支払金額とすでに支払事由の生じた年金の合計額との総額が、一時払保険料を下回る場合の具体例

- | | |
|--|--|
| <p>前提条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ●据置期間：5年 ●一時払保険料：100,000.00米ドル ●契約日の積立利率：年1.00% …① ●年金支払開始日前日の積立金額：105,101.01米ドル …② ●年金額算出率：20.40% …③ | <ul style="list-style-type: none"> ●年金の一括支払時の年金支払期間の残存期間に対する未払年金の現価：83,663.00米ドル …④ ●年金の一括支払時の積立利率：年3.50% …⑤ |
|--|--|

年金支払開始日に年金の一括支払を行った場合

- 年金額：(② × ③) = 21,441.00米ドル …⑥
※年金額は、ドル未満を切り上げます。
- すでに支払事由の生じた年金の合計額：(⑥ × 1回) = 21,441.00米ドル …⑦
- 年金の一括支払時の残存月数：[(5年 × 12ヵ月) ÷ 2 - 0ヵ月] = 30ヵ月 …⑧

$$\text{●市場価格調整率} = \left[\frac{1 + \text{①}}{1 + \text{⑤} + 0.3\%} \right]^{\frac{\text{⑧}}{12}} = 93.39\% \dots \text{⑨}$$

※市場価格調整率は、小数第3位以下のパーセントを四捨五入します。

- 年金の一括支払による支払金額：④ × ⑨ = 78,132.88米ドル …⑩
- 年金の一括支払による支払金額 + すでに支払事由の生じた年金の合計額：⑩ + ⑦ = 99,573.88米ドル

年金の一括支払による支払金額 + すでに支払事由の生じた年金の合計額	99,573.88米ドル
一時払保険料	100,000.00米ドル

上記の場合、契約通貨建ての年金の一括支払による支払金額とすでに支払事由の生じた年金の合計額との総額が99,573.88米ドルとなるため、一時払保険料(100,000.00米ドル)を下回ります。

ご注意

契約通貨建ての年金の一括支払を行った場合、市場金利に応じた運用資産(債券等)の価格変動を年金の一括支払による支払金額に反映させる(市場価格調整)ため、年金の一括支払による支払金額は増減することがあります(年金の一括支払時の積立利率が契約時と比較して高くなった場合には、年金の一括支払による支払金額は減少することがあります)。

したがって、年金の一括支払による支払金額とすでに支払事由の生じた年金の合計額との総額*が一時払保険料を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

*一部解約をしていた場合は、その解約返戻金額との合計額

指定代理請求人について

- 年金受取人が被保険者の場合、契約者(年金支払開始日以後は年金受取人)は、所定の範囲内で1人を指定代理請求人にあらかじめ指定することができます。
- 年金受取人が傷害または疾病により年金を請求する意思表示ができない場合等に、指定代理請求人は、年金受取人の代理人として年金を請求することができます。

後継年金受取人について

- 契約者(年金支払開始日以後は年金受取人)は、年金受取人が年金支払開始日以後にお亡くなりになった場合の新たな年金受取人(後継年金受取人)をあらかじめ指定することができます。

5 被保険者がお亡くなりになった場合の保障内容について

■年金支払開始日前

- 被保険者がお亡くなりになった場合、死亡給付金をお支払いします。

名称	内容	支払金額	受取人
死亡給付金	年金支払開始日前に被保険者がお亡くなりになった場合にお支払いします。	被保険者がお亡くなりになった日の積立金額・基本保険金額・解約返戻金額のいずれか大きい金額	死亡給付金受取人

※死亡給付金をお支払いした場合、ご契約は消滅します。

■据置期間付円建年金へ移行した場合

- 据置期間付円建年金へ移行後の据置期間中に被保険者がお亡くなりになった場合、お亡くなりになった日の積立金額を死亡給付金として死亡給付金受取人にお支払いします。

⚠️ ご注意

責任開始日からその日を含めて3年以内に被保険者が自殺した場合や、契約者または死亡給付金受取人が故意に被保険者を死亡させた場合等は、死亡給付金等をお支払いしません。

※くわしくは、P.13「5.死亡給付金等をお支払いできない場合について」(注意喚起情報)および「ご契約のしおり/約款」をご覧ください。

■年金支払開始日以後

- 被保険者がお亡くなりになった場合でも、年金を年金受取人*にお支払いします。

*年金受取人が被保険者の場合はその相続人(後継年金受取人を指定されているときは後継年金受取人)にお支払いします。

名称	内容	支払金額	受取人
確定年金 (円建て・契約通貨建て)	年金支払開始日以後に被保険者がお亡くなりになった場合、年金支払期間が満了するまでお支払いします。	年金額	年金受取人

⚠️ ご注意

●この保険は、年金支払開始日以後に被保険者がお亡くなりになった場合の一時金(死亡一時金)のお取り扱いがありません。

●ただし、年金受取人*は、年金支払期間の残存期間に対する年金の一括支払を請求することができます。なお、契約通貨建ての年金の一括支払を行った場合、市場価格調整が適用されます。

*年金受取人が被保険者の場合はその相続人(後継年金受取人を指定されているときは後継年金受取人)にお支払いします。

※くわしくは、P.9「4.年金のお支払いについて」の「年金の一括支払」をご覧ください。

6 解約返戻金について

- 年金支払開始日以前に限り、ご契約を解約・一部解約した場合、解約返戻金をお支払いします。ただし、解約した場合、ご契約は消滅します。一部解約後の基本保険金額が契約通貨ごとに右表の金額を下回る場合、一部解約をお取り扱いできません。

契約通貨	金額
米ドル	20,000米ドル
豪ドル	20,000豪ドル

- ご契約を一部解約した場合、積立金額および基本保険金額は同じ割合で減額されます。

$$\text{一部解約後の基本保険金額} = \text{一部解約前の基本保険金額} \times \frac{\text{積立金額} - \text{一部解約金額}^*}{\text{積立金額}}$$

*一部解約金額は、市場価格調整・解約控除を適用する前の金額です。

- 解約返戻金額は、解約計算基準日・一部解約計算基準日(マニユライフ生命が解約・一部解約の請求書類を受け付けた日)の積立金額(一部解約の場合は、減額された積立金額)に市場価格調整率を乗じた金額から解約控除額を差し引いた金額です。

$$\text{解約返戻金額} = \text{解約計算基準日・一部解約計算基準日の積立金額} \times \text{市場価格調整率} - \text{解約控除額}$$

$$\text{解約控除額} = \text{解約計算基準日・一部解約計算基準日の積立金額} \times \text{解約控除率}$$

市場価格調整率

運用資産(債券等)の価格変動を解約返戻金額に反映させるために用いるもので、経過年数や市場金利により変動します。市場価格調整率に上限、下限はありません。

$$\text{市場価格調整率} = \left(\frac{1 + \text{契約日の積立利率}}{1 + \text{解約計算基準日・一部解約計算基準日の積立利率}^*1 + 0.3\%} \right)^{\frac{\text{残存月数}^*2}{12}}$$

*1 解約計算基準日・一部解約計算基準日を契約日として、このご契約と同一の新たなご契約を締結すると仮定した場合に適用される積立利率を指します。

*2 残存月数は、「[解約計算基準日・一部解約計算基準日からその日を含めて据置期間の満了日までの月数(月数未満切り上げ)] + 「[年金支払期間の月数]-12」÷2」となります。

解約控除

解約・一部解約時に、据置期間・契約日からの経過年数に応じて、解約計算基準日・一部解約計算基準日(マニユライフ生命が解約・一部解約の請求書類を受け付けた日)の積立金額(一部解約の場合は、減額された積立金額)に、下表の解約控除率を乗じた解約控除がかかります。

据置期間:5年

契約日からの経過年数	1年以内*3	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
解約控除率	5.0%	4.5%	4.0%	3.5%	3.0%

据置期間:10年

契約日からの経過年数	1年以内*3	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
解約控除率	7.0%	6.5%	6.0%	5.5%	5.0%
契約日からの経過年数	5年超6年以内	6年超7年以内	7年超8年以内	8年超9年以内	9年超10年以内
解約控除率	4.5%	4.0%	3.5%	3.0%	2.5%

*3 1年以内とは、契約日から1年後の契約応当日の前日までを指します。

⚠️ ご注意

ご契約を解約した場合、市場金利に応じた運用資産(債券等)の価格変動を解約返戻金額に反映させる(市場価格調整)ため、解約返戻金額は増減することがあります(解約時の積立利率が契約時と比較して高くなった場合には、解約返戻金額は減少することがあります)。また、積立金額に市場価格調整率を乗じた金額から、契約日からの経過年数等に応じた解約控除額が差し引かれます。

したがって、解約返戻金額*が一時払保険料を下回ることもあり、損失が生じるおそれがあります。

*一部解約をしていた場合は、その解約返戻金額との合計額

■据置期間付円建年金へ移行した場合

- 据置期間付円建年金へ移行後の据置期間中、契約者のお申し出により、ご契約を解約・一部解約することができます。解約返戻金額は、解約計算基準日・一部解約計算基準日(マニユライフ生命が解約・一部解約の請求書類を受け付けた日)の積立金額(一部解約の場合は、減額した積立金額)となります。この場合、市場価格調整は適用されません。また、解約控除のご負担はありません。

※解約した場合、ご契約は消滅します。

※一部解約後の積立金額が、50万円を下回る場合は、一部解約をお取り扱いできません。

7 引き受け条件について

■最低保険料と最高保険料

契約通貨	米ドル	豪ドル
最低保険料	20,000米ドル	20,000豪ドル
最高保険料	5億円相当額*	

*同一被保険者で、マニユライフ生命の定める定額個人年金保険のご契約が複数ある場合、各ご契約の契約日におけるマニユライフ生命の定める為替レートを円換算した金額を合算し、5億円を超えることはできません。

■保険料の払込通貨の取扱単位

保険料の払込通貨	円	米ドル	ユーロ	豪ドル	ニュージーランドドル
取扱単位	10,000円	100米ドル	100ユーロ	100豪ドル	100ニュージーランドドル

*保険料の払込通貨が契約通貨と異なる場合、契約通貨の一時払保険料の取扱単位は米ドルのときが1米ドル、豪ドルのときが1豪ドルとなります。

■保険料の払込方法

一時払のみ

*マニユライフ生命が指定する金融機関の口座への送金に限定しています。

■年金の種類

確定年金(5年)

■保険期間

据置期間	5年	10年
年金支払期間	5年	
保険期間	10年	15年

*契約時に選択された据置期間の変更はできません。

■被保険者の契約年齢(満年齢)と年金支払開始年齢

据置期間	5年	10年
契約年齢	0歳～85歳	0歳～80歳
年金支払開始年齢*	5歳～90歳	10歳～90歳

*据置期間付円建年金へ移行後の据置期間中、契約者のお申し出により、毎年の年単位の契約応当日に年金支払開始日を繰り上げた場合、年金支払開始年齢は上記の範囲と異なります。

*年金支払開始年齢は、被保険者の契約年齢に据置期間を加算した年齢です。

■年金受取人

契約者または被保険者

■告知について

告知いただく事項はありません。

■保障の責任開始期

マニユライフ生命がご契約の引き受けを承諾したときは、一時払保険料相当額のお払い込みが完了した日を責任開始の日(契約日)とします。

- ご契約の具体的な内容については、「契約申込書」に記入していただきますので、お申し込みの際には、この「契約概要」と「契約申込書」にて契約内容を必ずご確認ください。
- お申し込みから契約日までの間に積立利率および年金額算出率が変わった場合、変更後の積立利率および年金額算出率が適用されますので、15日および月末近くにお申し込みの場合は十分にご注意ください。
- 契約時の金融情勢等の影響により、契約通貨、据置期間によってはお取り扱いを見合わせる場合があります。

8 契約者配当金について

契約者配当金はありません。

9 為替リスクについて

この保険は外貨で運用するため、保険料の払込通貨と契約通貨が異なる場合や、保険料の払込通貨と年金・死亡給付金等をお支払いする通貨が異なる場合等に、為替相場の変動による影響を受けます。したがって、年金の支払総額や死亡給付金額等を保険料の払込通貨で換算した場合の金額が、契約時にお払い込みいただいた金額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。為替相場の変動に伴うリスクは、契約者または受取人が負います。なお、為替相場の変動がなかった場合でも、為替手数料分のご負担が生じます。

10 諸費用について

この保険には、保険関係費がかかります。そのほか、解約・一部解約時に解約控除、据置期間付円建年金への移行後の年金支払期間中には年金管理費がかかります。また、外貨のお取り扱いによる費用がかかる場合があります。

※くわしくは、P.15～16「この保険にかかる費用はつぎの通りです」(注意喚起情報)をご覧ください。

注意喚起情報

「注意喚起情報」は、ご契約のお申し込みの際に特にご注意いただきたい事項を記載しています。契約前に十分にお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みください。「注意喚起情報」のほか、支払事由や制限事項等の詳細やご契約の内容に関する事項については「ご契約のしおり/約款」に記載していますのでご確認ください。

この保険にかかる費用はつぎの通りです

この保険には、保険関係費がかかります。そのほか、解約・一部解約時に解約控除、据置期間付円建年金への移行後の年金支払期間中には年金管理費がかかります。また、外貨のお取り扱いによる費用がかかる場合があります。

■ 保険関係費

- 保険関係費とは、死亡保障に必要な費用、保険契約の締結・維持に必要な費用です。積立利率を決定する際に保険関係費をあらかじめ差し引きます。

■ 解約・一部解約時にご負担いただく費用

- 解約・一部解約時に契約日からの経過年数等に応じて解約控除をご負担いただきます。

項目	費用		
解約控除	据置期間 5年	解約に相当する部分の積立金額に、経過年数に応じて5.0%～3.0%の解約控除率を乗じた金額	解約計算基準日または一部解約計算基準日に、解約に相当する部分の積立金額に市場価格調整率を乗じた金額から控除します。
	据置期間 10年	解約に相当する部分の積立金額に、経過年数に応じて7.0%～2.5%の解約控除率を乗じた金額	

※解約控除に関する詳しい内容については、P.12「6.解約返戻金について」(契約概要)および「ご契約のしおり/約款」に記載していますのでご覧ください。

※据置期間付円建年金への移行が行われる場合の解約返戻金額の計算の際、解約控除をご負担いただきます。ただし、据置期間付円建年金への移行後に解約・一部解約した場合、解約控除のご負担はありません。

■ 据置期間付円建年金への移行後の年金支払期間中にご負担いただく費用

項目	費用	
年金管理費 〔年金支払の管理にかかる費用〕	責任準備金額に0.4%を乗じた金額	年金支払日に責任準備金から控除します。

■ 外貨のお取り扱いによりご負担いただく費用

- 一時払保険料を外貨でお支払いいただく際には、取扱金融機関への振込手数料をご負担いただく場合があります。
- 年金や死亡給付金等を外貨でお受け取りの際には、金融機関により手数料(リフティングチャージ等)をご負担いただく場合があります(くわしくは取扱金融機関にご確認ください)。
- つぎの①～④の場合、下表の為替レートと対顧客電信売買相場の仲値(TTM)*との差額は、為替手数料として通貨交換時にご負担いただきます。また、⑤の場合、保険料の払込通貨を下表の為替レートをを用いて契約通貨に変更しますので費用が発生します。なお、保険料の払込通貨の対顧客電信売買相場の仲値(TTM)*との差額は、為替手数料として通貨交換時にご負担いただきます。

- ①「保険料円入金特約A型」を付加し、一時払保険料を円でお支払いいただく場合
- ②「円支払特約A型」を付加し、年金や死亡給付金等を円でお支払いする場合
- ③「円支払特約A型」を付加し、解約返戻金を円でお支払いする場合
- ④「円建年金移行特約」を付加し、据置期間付円建年金への移行に際して、解約返戻金額を円に換算する場合
- ⑤「保険料米ドル入金特約A型」等を付加し、一時払保険料を契約通貨と異なる外貨でお支払いいただく場合

* 対顧客電信売買相場の仲値(TTM)は、マニユライフ生命が指標として指定する金融機関が公示する値とします。

項目	契約通貨	
	米ドル	豪ドル
① 「保険料円入金特約A型」の為替レート	契約通貨のTTM + 50銭	
② 「円支払特約A型」の為替レート	契約通貨のTTM - 1銭	契約通貨のTTM - 3銭
	契約通貨のTTM - 50銭	
④ 「円建年金移行特約」の為替レート	契約通貨のTTM - 50銭	
⑤ 「保険料米ドル入金特約A型」等の為替レート	(契約通貨のTTM) ÷ (保険料の払込通貨のTTM - 50銭)	

※平成26年7月現在。外貨のお取り扱いによりご負担いただく費用は、将来変更されることがあります。

この保険にはリスクがあります

- この保険は外貨で運用するため、保険料の払込通貨と契約通貨が異なる場合や、保険料の払込通貨と年金・死亡給付金等をお支払いする通貨が異なる場合等に、為替相場の変動による影響を受けます。したがって、**年金の支払総額や死亡給付金額等を保険料の払込通貨で換算した場合の金額が、契約時にお払い込みいただいた金額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。**為替相場の変動に伴うリスクは、契約者または受取人が負います。なお、為替相場の変動がなかった場合でも、為替手数料分のご負担が生じます。
- この保険は、市場金利に応じた運用資産（債券等）の価格変動を解約返戻金額および年金の一括支払による支払金額に反映させます（市場価格調整）。また、解約返戻金額を計算する際に契約日からの経過年数等に応じた解約控除がかかります。したがって、「**解約返戻金額***」または「**年金の一括支払による支払金額とすでに支払事由の生じた年金の合計額との総額***」が一時払保険料を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

*一部解約をしていた場合は、その解約返戻金額との合計額

1 この商品は生命保険です

- この商品は、マンユライフ生命を引受保険会社とする生命保険です。このため、預金とは異なり、元本保証はありません。また、預金保険制度の対象ではありません（生命保険会社の保険契約者保護制度の対象となります）。

2 クーリング・オフ（お申し込みの撤回・ご契約の解除）制度について

- 生命保険契約は長期にわたるご契約のため、ご契約に際しては十分に内容をご確認ください。
- 申込者または契約者は、ご契約の申込日から申込日を含めて8日以内であれば、書面によりご契約のお申し込みの撤回またはご契約の解除（以下、「お申し込みの撤回等」といいます）をすることができます。これを「クーリング・オフ制度」といい、この場合にはお払い込みいただいた金額を全額お返しします。
 - ◆保険料の払込通貨に関する特約のいずれか1つを付加し、一時払保険料を契約通貨と異なる通貨でお払い込みいただいた場合には、お払い込みいただいた通貨でお返しします。
 - ◆外貨でお返す場合、金融機関により手数料（リフティングチャージ等）をご負担いただく場合があります（くわしくは取扱金融機関にご確認ください）。
 - ◆お返しした外貨を円に換算した場合（お返しした外貨を円口座で受け取る場合を含みます）、為替相場の変動による影響を受け、為替差損が生じるおそれがあります。
- つぎの場合には、お申し込みの撤回等のお取り扱いができません。
 - (1) 契約者が法人のとき、または当該保険契約が営業もしくは事業のために締結する保険契約であるとき
 - (2) 当該保険契約が債務の履行の担保のための保険契約であるとき

※お申し込みの撤回等に関するくわしい内容については、「ご契約のしおり/約款」に記載していますのでご覧ください。

3 告知義務について

- ご契約に際しては、契約者および被保険者に対し、告知を求めません。
- マンユライフ生命の職員またはマンユライフ生命で委任した者が、死亡給付金等のご請求の際に保険契約のお申し込み内容またはご請求内容等について確認にお伺いすることがあります。

4 保障の責任開始期について

- マンユライフ生命が保険契約の引き受けを承諾したときは、一時払保険料相当額のお払い込みが完了したときにさかのぼり、保険契約上の責任を負います。この保険では、その日を契約日とします。
- 生命保険募集人は、お客さまとマンユライフ生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申し込みに対してマンユライフ生命が承諾したときに有効に成立します。

5 死亡給付金等をお支払いできない場合について

- つぎのような場合等には、死亡給付金等は、お支払いしません。
 - ・責任開始日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺等の免責事由に該当した場合
 - ・保険契約者、死亡給付金受取人がこの保険契約の死亡給付金を詐取する目的もしくは第三者に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます）をしたときや、保険契約者、被保険者、年金受取人または死亡給付金受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたとき等、重大な事由により保険契約が解除された場合
 - ・保険契約の締結に際して保険契約者、被保険者または死亡給付金受取人に詐欺の行為があり、保険契約が取り消しとなった場合
 - ・保険契約締結の状況、保険契約成立後の死亡給付金の請求状況等から判断して、保険契約者が死亡給付金の不法取得目的で保険契約を締結されたものと認められ、保険契約が無効になった場合

6 解約・一部解約について

- 解約・一部解約に関するくわしい内容については、[P.12](#)「6. 解約返戻金について」（契約概要）に記載していますのでご覧ください。

7 年金の一括支払について

- 年金の一括支払に関する詳しい内容については、P.9「4.年金のお支払いについて」(契約概要)に記載していますのでご覧ください。

8 信用リスクと生命保険契約者保護機構について

- 生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、契約時にお約束した保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。
- マニライフ生命は生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者の保護が図られることがありますが、この場合にも、契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。

生命保険契約者保護機構の詳細に関する照会は、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。

生命保険契約者保護機構 TEL 03-3286-2820

[月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く) 午前9時～正午、午後1時～午後5時]

ホームページ <http://www.seihohogo.jp/>

9 現在のご契約を解約・減額することを前提に新たにご契約のお申し込みを行った場合、不利益となる事項があります

- 現在契約中の保険契約を解約・減額するときには、一般的につきの点について契約者にとって不利益となります。
 - ・多くの場合、解約返戻金は、払込保険料の合計額より少ない金額となります。
 - ・一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権等を失うこととなる場合があります。
 - ・新たにお申し込みの保険契約について、責任開始日からその日を含めて3年以内の自殺による死亡の場合等、死亡給付金等をお支払いできないことがあります。

10 税務のお取り扱いについて

税務上の換算レート

- この保険は、日本国内においてご契約される生命保険契約であることから、税務上のお取り扱いについては日本国内で販売されている円建ての生命保険と同様となります。ただし、下表の基準により契約通貨を円に換算したうえで、従来の円建ての生命保険と同様にお取り扱いします。

対象	税務区分	換算基準日	換算時の為替レート*1
一時払保険料*2	—	保険料受領日	TTM
解約返戻金	所得税(源泉分離課税)	解約計算基準日	TTB
	所得税(一時所得)		TTM
死亡給付金	所得税(一時所得)	被保険者が死亡された日	TTM
	相続税・贈与税		TTB
年金	所得税(雑所得)	毎年の年金支払日	TTM

*1 TTMとは対顧客電信売相場の仲値、TTBとは対顧客電信買相場のことをいいます。

*2 「保険料米ドル入金特約A型」等を付加し、一時払保険料を契約通貨と異なる外貨でお払い込みいただいた場合、一時払保険料は、そのお払い込みいただいた金額を保険料受領日におけるTTMを用いて円に換算した金額が基準となります。また、「保険料円入金特約A型」を付加し、一時払保険料を円でお払い込みいただいた場合、一時払保険料はそのお払い込みいただいた金額が基準となります。

- 「円支払特約A型」を付加した場合、解約返戻金、死亡給付金および年金等は下表の換算基準日におけるマニライフ生命の定める為替レートを用いて円に換算した金額が基準となります。

対象	換算基準日
解約返戻金	請求書類をマニライフ生命の本社が受け付けた日
死亡給付金	請求書類をマニライフ生命の本社が受け付けた日の翌営業日
年金	「毎年の年金支払日」または「請求書類をマニライフ生命の本社が受け付けた日の翌営業日」のいずれか遅い日
年金の一括支払による支払金	「年金支払開始日」または「請求書類をマニライフ生命の本社が受け付けた日の翌営業日」のいずれか遅い日

契約時

- お払い込みいただいた一時払保険料は、お払い込みいただいた年の生命保険料控除の対象となります。他の生命保険料と合算し、一定額までその年の所得から控除されます。
※一時払のため、契約初年度のみの適用となります。

年金支払開始日前

■解約・一部解約の場合(差益のある場合)

契約後5年以内の解約等の場合	契約後5年超の解約等の場合
20.315%源泉分離課税*	所得税(一時所得) + 住民税

*税率20.315%は、復興特別所得税が付加された税率です。

■被保険者死亡の場合

●死亡給付金

契約者	被保険者	死亡給付金受取人	課税の種類
本人	本人	配偶者または子	相続税
本人	配偶者または子	本人	所得税(一時所得) + 住民税
本人	配偶者(子)	子(配偶者)	贈与税

年金支払開始日以後

■年金および年金の一括支払

年金でのお支払い	年金の一括支払
所得税(雑所得) + 住民税	所得税(一時所得) + 住民税

*契約者と年金受取人が相違する場合、年金支払開始時に贈与税の対象となります。

⚠️ご注意

外貨でお支払いする年金や解約返戻金に源泉徴収税が発生する場合、お支払いする金額および一時払保険料等をいったん円に換算し税額を計算します。その税額を再度外貨に換算し、年金額や解約返戻金額から差し引きます。そのため、「お支払い時点の為替相場」が「契約日の為替相場」に比べて、一定水準以上に変動した場合、外貨でお支払いする年金の支払総額や解約返戻金額が、一時払保険料を下回ることがあります。

📖ご参考① 相続または贈与等に係る生命保険契約等に基づく年金の税務上のお取り扱いについて

相続、贈与等により取得した生命保険契約等に係る年金の税務は、各年の年金額を所得税の課税部分と非課税部分に振り分け、課税部分にのみ所得税が課税されます。

*年金支給初年の所得税は全額非課税となり、2年目以降は非課税部分が同額ずつ階段状に減少していきます。

📖ご参考② 年金支払開始日に年金を一括でお支払いする場合について

年金支払開始日にお支払いする年金額は「所得税(雑所得) + 住民税」、年金の一括支払による支払金額は「所得税(一時所得) + 住民税」の課税対象となります。

📖ご参考③ 一時所得について

他の一時所得と合算して年間50万円までは特別控除により非課税扱になります。50万円を超える部分についてはその2分の1の金額が他の所得と合算して総合課税されます。

$$\text{一時所得の課税対象額} = \{ \text{収入} - \text{必要経費(一時払保険料等)} - \text{特別控除(50万円)} \} \times 1/2$$

税務上のお取り扱いについては、平成26年4月現在の内容であり、今後変更される可能性があります。なお、源泉徴収税が発生する場合、所得税に復興特別所得税が併せて徴収されます。個別の税務等の詳細については税務署や税理士等、専門家にご確認ください。

11

死亡給付金・年金のお支払いに関する手続き等について

- お客さまからのご請求に応じて、死亡給付金・年金のお支払いを行う必要がありますので、死亡給付金・年金の支払事由が生じた場合だけでなく、支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、すみやかにマニュアル生命投資型商品カスタマーセンターにご連絡ください。
- マニュアル生命からのお手続きに関するお知らせ等、重要なご案内ができないおそれがありますので、契約者のご住所等を変更された場合には、必ずご連絡ください。
- 死亡給付金の支払事由が生じた場合、ご加入の契約内容によっては、複数の死亡給付金等の支払事由に該当することがありますので、ご不明な点がある場合等にはご連絡ください。
- 被保険者が年金受取人の場合で、マニュアル生命の定める年金受取人が年金を請求できない事情があるときは、指定代理請求人が年金を請求することができます。
- 指定代理請求人を指定される場合は、契約者(年金支払開始日以後は年金受取人)があらかじめ指定してください(くわしい内容については、「ご契約のしおり/約款」に記載していますのでご覧ください)。
- 指定代理請求人を指定された場合、指定代理請求人に対し、年金の代理請求ができる旨をお伝えください。
- 支払事由が発生する事象、ご請求手続き、死亡給付金等をお支払いする場合またはお支払いできない場合については、「ご契約のしおり/約款」に記載していますので、あわせてご確認ください。

12

各種手続きやご契約に関するお問い合わせ窓口

- 各種手続きやご契約に関する相談・苦情につきましては、マニュアル生命投資型商品カスタマーセンターまでご連絡ください。



マニュアル生命投資型商品カスタマーセンター

TEL. 0120-925-008

受付時間 月～金曜日 9時～17時

(祝日および12月30日～1月3日は休業とさせていただきます)

- この商品に係る指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。
- (一社)生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしています。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしています。
ホームページアドレス; <http://www.seiho.or.jp/>

※なお、生命保険相談所が苦情の申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っています。

積立利率・年金額算出率・為替レート等は以下の方法でご確認いただけます



お電話で

マニライフ生命の投資型商品カスタマーセンター

0120-925-008

月～金曜日 9時～17時
(祝日および12月30日～1月3日は休業とさせていただきます)

- 契約内容・積立金額のご照会
- 積立利率、年金額算出率、「保険料米ドル入金特約A型」等の為替レート、「円支払特約A型」の為替レート 等
- 各種お手続きのご案内
- 各種お手続き書類のご請求 等



Webで

マニライフ生命のホームページ

www.manulife.co.jp

- 積立利率、年金額算出率、「保険料米ドル入金特約A型」等の為替レート、「円支払特約A型」の為替レート 等



郵送で

契約内容のお知らせ 年1回、契約者(年金支払開始日以後は年金受取人)に郵送します。

- 契約通貨
- 契約時の積立利率
- 積立金額や解約返戻金額 等

ご契約の検討・申し込みに際しては、「ご契約のしおり/約款」をあわせてご覧ください。

募集代理店からのご説明事項

- この保険にご契約いただくか否かが、当行におけるお客さまの他のお取引に影響を及ぼすことは一切ありません。
- この保険は、マニユライフ生命を引受保険会社とする生命保険です。このため預金とは異なり、元本保証はありません。また、預金保険制度の対象ではありません。
- 募集代理店は、この保険の引受保険会社であるマニユライフ生命の支払能力を保証するものではありません。

くわしくは、生命保険募集人にご相談ください

募集代理店の担当者(生命保険募集人)はお客さまとマニユライフ生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約はお客さまからの保険契約のお申し込みに対してマニユライフ生命が承諾したときに有効に成立します。

この保険の取り扱い、保険業法に基づき登録された生命保険募集人のみが行うことができます。お客さまが募集人の権限等に関して確認をご希望される場合は、ご遠慮なく下記照会先までご連絡ください。

マニユライフ生命:TEL/0120-925-008 受付時間/月～金曜日 9時～17時
(祝日および12月30日～1月3日は休業とさせていただきます)

募集代理店

株式会社静岡銀行

静岡県静岡市清水区草薙北2番1号 〒424-8677
電話/054-345-5411(代表)
ホームページ/ <http://www.shizuokabank.co.jp/>

共同募集代理店

静岡保険総合サービス株式会社

静岡県静岡市葵区呉服町1丁目1-2静岡呉服町スクエア5F 〒420-0031
電話/054-254-2677

平成26年7月現在

引受保険会社

マニユライフ生命保険株式会社

(登)マニユライフ(金法)14-10302(26.4.22)294982

